

各都道府県連盟 殿
JDSF各ブロック 殿
JDSF/PD各ブロック 殿

(公社) 日本ダンススポーツ連盟
競技本部長 山口 剛
競技部長 蒲生志津雄

『 2022年 競技関連規程の移行措置特例緩和と補助説明 』

「2022年競技関連規程集」が発行されますが、競技会の運用進行の中で一部混乱を招く要素がありますので、下記の要領で「競技関連規程移行措置特例緩和」を適用いたします。又、合わせて新規規定の補助説明と申請方法等のご案内をいたします。つきましては、各加盟団体会員への周知徹底をよろしくお願いいたします。

【 2022年新規内容と申請書はJDSFのHPで確認、ダウンロード出来ます 】

1、2022年3月末日まで、現在の女性選手登録者は下位級競技区分に出場することを認める

(2022年の新規規定内容)

第14条 公認競技会の出場区分については、次のとおりとする

1 公認級別競技

1) 選手登録者は、持ち級競技区分と上位級競技区分に出場できるが、下位級競技区分に出場できない。

- ・ジェンダーフリーの適用により、男女どちらの登録者も下位級区分には出場不可となった。
- ・公益社団法人として、男女の性差や不平等性をなくし、LGBTQにも対応する内容とした。
- ・2022年の新規競技関連規程の移行措置特例緩和として、3月末日までの期間限定で実施する。
- ・4月1日以降は「2022年競技関連規程」を適用する。

【 移行措置特例緩和を適用する理由 】

- ① 本来であれば、2022年1月1日より新規規程での運用が開始されるが、すでに1、2月の競技会に出場申込み済みの選手や新規規程を知らない出場予定の選手がいる。
- ② 「2022年競技関連規程」の内容の周知徹底が、時間的、物理的に不十分と考えられ、移行措置期間を設けることは必要と考えられる。
- ③ 3月末日までは2021年選手登録が有効である。

【 組み相手の女性役が上位級、男性役が下位級の場合、4月以降の競技会出場には 】

- ① 女性役の更新登録と共に、男性役の級に合わせ「降級申請」をする。(降級申請料 3500 円)
※「女性の降級申請措置」は2022年3月末日までの特例措置。「申請書」はHPでダウンロード可。
※一般級別競技のみとし、シニア級は該当しない。
- ② 女性役の選手登録の更新登録をせず、4月以降に新規登録をする(但、現在の持ち級は無級となる)

2、男性役、女性役の出場性別の選手登録を、登録更新時に変更することが出来る

3月末日までの登録更新時に「性別変更届」を出すことで、現在の性別登録を変更することが出来る。但し、年度途中での性別変更は不可。3月末日迄の登録更新時と新規登録時のみ。新規の登録者は、登録時に選択が可能です。「性別変更届」はHPよりダウンロード可。

※「降級申請」「性別変更届」提出者は、選手登録証の発行が遅れることを了承願います。

3, B, C, D 級選手の 1/2 昇級 1 回獲得者の 2 2 年度への持ち越しの確認方法

「2021 年度の公認級別競技昇降級規程特例措置」（通達 21-0002 号 2021 年 6 月 1 日付）による B, C, D 級選手の 1/2 昇級持ち越しの確認方法は、JDSF ホームページの競技会結果情報の「1 月の 220101 に 1 月以降掲載します」これにより、各自持ち越しの有無を確認出来ます。

4, 選手登録更新、失効猶予の救済措置

選手登録更新は、今まで「登録年の 10 月 31 日迄猶予期間がありました」が、2022 年度からは「3 月末日迄に継続登録が完了していない場合、全て失効する」となります。失効猶予の更新手続期間として「6 月末日迄に再発行手数料(2000 円)の振込み手続と選手登録手続が完了すれば、選手登録の更新を維持することが出来る」としました。詳細は、後日本部より通達あり。

※添付資料

- 1, 「女性の降級申請書」
- 2, 「男性役女性役の出場性別登録申請書」

(エクセル版はHPよりダウンロード可)

問合せ先：(公社)日本ダンススポーツ連盟 競技本部 ・山口 ・蒲生 ・大塚
Tel 03-6457-1850 Fax 03-6457-1857 E-mail: kaiin.information@jdsf.or.jp